

(様式1)

2精教学第615-1号

令和2年9月28日

文部科学大臣 殿

精華町長

杉浦 正 省

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称  
精華町公立学校等施設整備計画
2. 計画期間  
令和2年度～令和2年度（1年間）

(担当)

精華町教育委員会学校教育課  
住所：京都府相楽郡精華町  
大字南稻八妻小字北尻70  
電話：0774-95-1906

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

--

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

<p>山田荘小学校及び精北小学校のトイレについては、老朽化が進むとともに和式便器が多数を占めており、現在の生活様式に合致していない。当該2校のトイレについて、児童が快適で安全・安心な学校生活を送ることができるように、洋式化及び乾式化により改修し、教育環境の質的な向上を図る。</p> <p>また、学校施設は災害時の避難所にもなることから、学校トイレの洋式化改修により、要配慮避難者の避難生活環境の向上を図るものとする。</p>
---

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		5 校
中学校		3 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	5 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	8 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	1 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和2年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	令和元年12月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画年度毎に目標の達成度について計測するための指標を検討し、評価の結果等を町のホームページにより公表する。</p>
--

